

津和野町公告第 14 号

下記のとおり一般競争入札を行うので、津和野町建設工事等一般競争入札実施要綱（平成 22 年津和野町告示第 45 号。以下「実施要綱」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 5 月 1 日

津和野町長 下森 博之

1 入札に付する事項

- ア 工事名 津和野庁舎耐震補強・改修工事
- イ 工事場所 津和野町 後田 地内
- ウ 予定工期 令和 8 年 3 月下旬
- エ 工事概要 津和野庁舎耐震補強・改修工事
木造平屋建 延面積 640.32 m²（国登録有形文化財）
 - ・ 建築工事 一式
 - ・ 電気設備工事 一式
 - ・ 機械設備工事 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- ア 建築一式工事について、令和 4 年～6 年度津和野町建設工事請負契約競争入札参加有資格者名簿に登録された者であること。
- イ 建築一式工事について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定する特定建設業を有する者であること。
- ウ 建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を島根県、鳥取県、山口県、広島県又は岡山県のいずれかに有する者とする。
- エ 格付等級は建築一式工事について島根県格付 A 級とする。
- オ 施工実績
元請として過去 10 年間（平成 26 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで。以下同じ）に国・地方公共団体が発注した国・県指定文化財に関わる建築一式工事（1 契約で 1,000 万円以上）の施工実績を有すること。
- カ 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）を本件工事に専任で配置できること。
 - ① 配置技術者は、一級建築士、一級建築施工管理技士又は建設業法第 15 条第 2 号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者とし、以下④に該当する場合を除き、契約日時点において配置できる技術

者とする。契約日時点において配置できる技術者とする。

② 配置技術者は、本件工事の競争参加資格確認申請書の提出日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。

③ 配置予定技術者として競争参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の技術者を配置予定として申請することも可とするが、その場合はすべての候補者について条件を満足していなければならない。その場合には、配置技術者に優先順位を付けること。

また、施工にあたって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。落札した場合には、その優先順位の順に配置技術者の審査を行う。

④ 競争参加資格確認申請時に配置予定者が専任で配置する必要のある他工事に従事中の監理技術者、主任技術者、専門技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「技術者等」という。）のいずれかである場合は、他工事の契約上の工期の終期が令和6年6月30日（以下「指定日」という。）以前である場合、配置技術者として申請できるものとする。

また、他工事の契約上の工期の終期が指定日の翌日以降の場合、指定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。

※他工事に従事中の技術者等とは専任・比専任を問わず、コリンズ登録されているか又は他工事の発注者に配置を届け出ている技術者等をいう。

⑤ 複数の工事に同一の技術者を配置予定として申請することも可とするが、他の工事の落札者となったため、本件工事に技術者を配置することができなくなった場合は、本件工事の落札者となることはできない。この場合において、資格審査は原則として入札順に行う。

⑥ 落札後において、配置技術者の専任配置ができないことが明らかとなったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。

キ その他

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 告示の日から3のウの②に掲げる提出期限までの間に、津和野町建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（平成18年津和野町告示第60号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。

③ 津和野町における町税（法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町県民税（特別徴収分））の滞納がないこと。

④ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- ⑤ 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
 - (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - (5) 役員等が暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ⑥ 入札に参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと。
 - (1) 親会社と子会社の関係
 - (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (3) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (4) (1)から(3)までと同視し得る資本関係又は人的関係

3 競争参加資格の確認

ア 提出書類

- ① 競争参加資格確認申請書（実施要綱様式第 1 号）
- ② 施工実績調書（実施要綱様式第 2 号）
- ③ 配置予定技術者調書（実施要綱様式第 3 号）
- ④ 業態調書（実施要綱様式第 3 号の 3）

イ 上記の確認書類

- ① 施工実績調書の記載内容を証明する CORINS の工事カルテ又は発注者が発行する証明書等とする。但し、津和野町発注工事の場合は、工事請負契約書の写しで可とする。
- ② 配置予定技術者の資格者証等の写し及び入札に参加しようとする者との雇用関係が確認できるもの。（健康保険証の写し等）
- ③ 配置予定技術者に現在従事中の工事がある場合は、指定日以前に配置を外れることが確認できるもの。（CORINS の「登録内容確認書（写）」等）

ウ 申請書類の様式の入手方法及び提出期限等

- ① 申請書の様式は、津和野町ホームページ (<http://www.town.tsuwano.lg.jp/>) からダウンロードすること。
- ② 申請書の提出期限及び提出先は次のとおりとする。

提出期限：令和6年5月14日（火）午後5時まで

提出先：津和野町役場 総務財政課

4 設計図書等の配付等

ア 配付方法 設計図書等は津和野町ホームページからダウンロードすること。

イ 現場説明を次のとおり行う。

日 時：令和6年5月16日（木）午前10時00分から

場 所：役場津和野庁舎（津和野町後田地内）

ウ 設計図書に関する質問（実施要綱様式第4号）の提出期限及び提出先は次のとおりとする。

提出期限：令和6年5月20日（月）午後5時まで

提出先：津和野町役場 総務財政課

エ 質問書に対する回答は、原則として質問書の提出期限の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、競争参加資格確認申請書を提出したすべての者に対し回答書により回答する。

5 入札の日時及び場所

日 時：令和6年5月27日（月）午前9時15分から

場 所：津和野町役場 本庁舎 第1会議室

6 入札方法等

ア 電報又は郵送等による入札は認めない。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

ウ 再度入札は2回とする。

エ 代理人として入札する場合は、委任状を提出すること。

オ 入札者又はその代理人は、入札に際し、同一工事について同時に他の代理人となることはできない。

カ 入札場所への入場は、競争参加資格確認申請書の受付印のある写しを提出すること。

キ 第1回の入札時に、工事内訳書を提出すること。なお、工事内訳書の様式は自由であるが、工事内訳書の工事価格（消費税を除く合計金額）は、第1回の入札金額と一致すること。

ク 工事内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

- ケ 入札保証金は免除する。
- コ 入札参加者が1人の場合は、入札を行わない。

7 入札の無効等

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 公告に掲げる資格のない者の行なった入札。
- イ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行なった入札。
- ウ 工事内訳書を提出しなかった者が行った入札。

8 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者について、競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に当該入札をした者を落札者とする。

なお、同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合は、くじにより順位をつけ、その上位のものから競争参加資格要件を審査する。

イ 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に行う。

ウ 審査において競争参加資格がないと認められた者は、津和野町に対して理由の説明を求めることができる。

9 契約、支払条件

ア 契約保証金は、契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行なった場合は、契約保証金を免除する。

イ 前金払等の金額は次のとおりとし、落札者は、中間前金払又は部分払いのいずれかを契約締結時に選択する。（契約締結後の変更はできない。）

前 金 払 契約金額の10分の4以内

中間前金払 契約金額の10分の2以内

部 分 払 3回以内

ウ 本工事は債務負担行為にかかる契約とし、各年度とも予算の範囲内において支出するものとする。

10 その他

ア 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書を熟読した上入札に参加すること。

- イ 今回の入札においては、最低制限価格を設ける。
- ウ 本件工事の契約には、津和野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）の規定により、津和野町議会の議決を必要とするため、津和野町契約規則（平成 17 年規則第 37 号）第 24 条第 1 項に基づき仮契約を締結し、津和野町議会の議決を得たときに本契約となるものとする。
- エ この工事は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- オ この工事は、週休 2 日促進工事（発注者指定方式）である。
- カ その他、「津和野町建設工事等一般競争入札実施要綱」に定めるとおりとする。

11 入札担当課 津和野町役場 総務財政課

Tel : 0856-74-0028 FAX:0856-74-0002